

令和5年中被扶養者であり、令和6年中合計所得48万円超かつ定額減税対象外（令和6年度住民税所得割＆令和6年分所得税0円）

【調整給付】



- 夫（扶養者）
 - ・令和6年所得税額（推計）：50,000円…①
 - ・令和6年度住民税所得割：20,000円…②
- 【定額減税可能額】
所得税：60,000円…① 住民税：20,000円…②
- 【調整給付算出額】
 $(①+②) - (①+②) = 10,000円$ …調整給付額



- 妻（被扶養者）
 - ・令和6年所得税額（推計）：0円
 - ・令和6年度住民税所得割：0円
- 【定額減税可能額】
所得税：0円、住民税：0円

【不足給付】



- 夫（扶養なし）
 - ・令和6年所得税額（実績）：30,000円…①
 - ・令和6年度住民税所得割：20,000円…②
- 【定額減税可能額】
所得税：30,000円…① 住民税：20,000円…②
- 【不足給付算出額】
 $(①+②) - (①+②) = 0円$ …控除不足額
控除不足額 - 調整給付額 = 0円…不足給付額

妻が令和6年分合計所得金額48万円超であるため、扶養にできず、所得税の定額減税可能額は30,000円に変更



- 妻（合計所得48万円超のため扶養対象外）
 - ・令和6年所得税額（実績）：0円
 - ・令和6年度住民税所得割：0円
- 【定額減税可能額】
所得税：0円、住民税：0円

合計所得金額48万円超のため、夫の扶養対象外となったが、妻自身は令和6年度住民税及び令和6年所得税額（実績）が0円であるため、定額減税を適用することができず、不足額給付Ⅰの対象とならない

調整給付時には、夫に対して妻の分を含めた定額減税可能額から算出された10,000円が給付された。しかし、不足額給付時には、夫の扶養から妻が外れたため、夫の定額減税可能額（所得税）が60,000円から30,000円に変更になった。そのため、妻の分である定額減税（所得税）30,000円については、調整給付における10,000円しか恩恵を受けていない。30,000円から調整給付時に支給済みの10,000円を差し引き、不足となった20,000円を妻に支給する。